号の規定により算定された額（第三十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　［略］

3　［略］

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十四条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5～11　［略］

（送配電関連費等の変動額認可料金の算定）

第三十五条　沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十一条から第三十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　第三十一条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額

二　第三十一条第三号の規定により算定された配電関連費の変動額

号の規定により算定された額（第四十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第四十二条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　［略］

3　［略］

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十七条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5～11　［略］

（送配電関連費の変動額認可料金の算定）

第三十八条　沖縄電力は、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合において、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を第三十四条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十四条から第三十六条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

［新設］

［新設］

2　沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、沖縄電力が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十一条第二号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号の規定により算定された配電関連費の額

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額を送配電関連費及び配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4　沖縄電力は、送配電関連費及び配電関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5　［略］

6　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの

2　沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十四条第二号の規定により算定された送配電関連費の額

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額を送配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4　沖縄電力は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5　［略］

6　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの